

広島地方最低賃金審議会  
令和4年度 第1回

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、  
可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金

専門部会議事録

広島労働局  
広島地方最低賃金審議会

令和4年度第1回

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金  
専門部会議事録

1 日時 令和4年10月5日(水) 8時52分～ 10時03分

2 場所 広島合同庁舎1号館2階大会議室

3 出席者

【公益代表委員】

岡田部会長、井上(道)部会長代理、井上(周子)委員

【労働者代表委員】

佐崎委員、奥信委員

【使用者代表委員】

長谷川委員、桑田委員

【事務局】

前田労働基準部長、石井賃金室長、毛利賃金室長補佐、坂本賃金指導官、  
山崎監察監督官

4 議題

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について

(3) その他

5 議事内容については。別添記載のとおり

### ○毛利補佐

これより第1回広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これより当専門部会名を略して製鉄業最低賃金専門部会といたします。

当専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の毛利が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の各委員の出席状況についてですが、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員2名の計7名の委員にご出席頂いており、開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項に規定する定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本審議会の公開につきまして、9月21日から27日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

なお、本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員をご紹介したいと存じます。お手元の別冊資料No.1に製鉄業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(委員紹介)

### ○毛利補佐

ありがとうございました。それでは、ここで労働基準部長の前田より、ご挨拶申し上げます。

### ○前田労働基準部長

労働基準部長の前田です。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中、広島県製鉄業最低賃金専門部会の委員にご就任頂き、また本日は、日程調整をしていただきご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

今日は10月5日でございますが、地域別最低賃金が10月1日に発効いたしまして、今日が5日目ということで、私どもといたしましても、県内の周知に努めているところでございまして、この会場にもポスターを張らせて頂いておりますけれども、ポスターとかチラシ等を配布させて頂いているということ、まずはご報告させていただきます。

国会も始まりまして、岸田首相の所信表明演説が行われ、その中で、最近の物価高について触れられておりましたし、賃上げの必要性についても認められておまして、構造的な賃上げという課題に対して今後向かっていきたいと表明しておまして、そういった中で、特定最低賃金の審議がこれから始まるわけでございます。

ご承知のとおり、特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブをもって、その地域の産業にふさわしいものを設定するという事となっておりますので、審議をお願いしたいと思っております。

ございます。ということで、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○毛利補佐

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

#### ○毛利補佐

ここでお手元の特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料の共通資料No.3、通し番号3ページ「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」をご覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程により、今後運営されることとなりますので、ご承知おき頂きたいと思います。

それでは、議事(1)「部会長、部会長代理の選出について」に入らせて頂きます。部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する、とされております。公益代表委員には、予めご協議を頂いておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長からご報告申し上げます。

#### ○石井室長

ご報告申し上げます。製鉄業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議により、部会長候補として岡田委員、部会長代理候補として井上道委員が推挙されております。以上でございます。

#### ○毛利補佐

ただ今、賃金室長よりご報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様にご異議ございませんでしょうか。

#### ○各側委員

(異議なし)

#### ○毛利補佐

ありがとうございます。それでは、部会長に岡田委員、部会長代理に井上道委員をご承認頂きましたので、部会長席・部会長代理席をご用意させていただきます。

## ○毛利補佐

それでは、岡田部会長、以後の議事進行をよろしくお願い致します。

## ○岡田部会長

ただいま部会長に選任頂きました岡田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。できるだけスムーズな審議・進行を心掛けると共に、公正な特定最賃の決定に努めていきたいと思ひますので、委員の皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2)「広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思ひます。まず、事務局から本日の資料の説明をお願い致します。

## ○坂本賃金指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関係するもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料としてご用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本製鉄業最低賃金に関わる個別資料でございます。両者合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。なお、特定最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金或いは特定最賃と略して申し上げます。

次に審議に当たりまして、ご留意頂きたい事項について、ご説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号1ページ「特定(産業別)最低賃金について」をご覧ください。ご承知のとおり、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会において改正決定等の必要性について審議するものでございます。申出のケースといたしましては、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本製鉄業最低賃金につきましては、配布しております「令和4年度特定最低賃金の改正申出状況」並びに「令和4年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額」とおり、労働協約ケースの要件を以て改正申出がなされておりますので、審議に当たりましてはこの点にご留意願えればと思ひます。

二つ目に改正決定の手続についてです。本年8月5日開催の第543回広島地方最低賃金審議会におきまして、製鉄業最低賃金については改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料No.2、通し番号2ページのとおり、改正決定について、審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いしているものでございます。

最後三つ目、広島地方最低賃金審議会です承された事項についてご説明いたします。共通資料No.4、通

し番号 5 ページ「令和 4 年度広島地方最低賃金審議会の運営について」をご覧ください。本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に関する基本方針といたしまして、記の 2 に特定(産業別)最低賃金については、全業種について年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとされており。また、共通資料No.5-2、通し番号 13 ページ「運営小委員会座長報告」記の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」、「③金額審議における全会一致の決議に向けた努力」ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することが示されております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号 25 ページ「令和 3 年度最低賃金審議経過一覧」をご覧ください。下欄の表が、特定最低賃金に関する昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の一番左の列が製鉄業でございます。令和 3 年度におきましては、計 3 回の専門部会を開催し、引上げ額 25 円、時間額 995 円の答申を頂いております。

続きまして、共通資料No.8、通し番号 26 ページをご覧ください。本専門部会の議事録の作成についてですが、情報公開の流れの中、最低賃金審議会及び同専門部会については更なる透明性が求められております。従いまして、議事録の作成に当たっては、発言者名を議事録に付記させて頂き取り扱いを行っております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させて頂くことをご了解願いたく存じます。よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

## ○石井室長

続きまして、広島県鉄鋼業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして、ご説明いたします。私の方は別冊資料で説明いたします。

まず、資料No.2、通し番号 2 ページをご覧ください。これは現行の広島県鉄鋼業最低賃金の内容です。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる「日本標準産業分類表」のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのか、ということを示したものを併せて添付しております。

次に、通し番号 15 ページを開けていただけますでしょうか。令和 3 年度特定最低賃金の審議・決定状況と表題がございますが、これは全国の製鉄業関係の最低賃金の一覧表となっております。

では次に、次のページを開けて頂けますでしょうか。これは、令和 4 年度最低賃金実態調査の概要ということで、広島県内で実施しました鉄鋼業の最低賃金に関する調査でございます。広島労働局で、本年 5 月～7 月にかけて広島県内の事業所に通信調査を行いまして、その結果を取りまとめたものでございます。この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業、出版業については 1～99 人規模の事業場、それ以外の業種については 1～29 人規模の事業場を母集団とし、その中から、無作為に事業所を抽出した標本調査です。全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなっております。また、調査の対象とした賃金は、令和 4 年 6 月支払分の賃金となっております。

では、22 ページを開けて頂けますでしょうか。これは、最低賃金実態調査における分位偏差の一覧表となっております。これは、各規模別の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数、中位数と

なっております。これは時間額を低い順から並べまして、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果となっております。

では次、1ページまた開いて頂けますでしょうか。23ページ、これは賃金分布図となっております。時間額と労働者の累積人数のグラフとなっております。横軸が時間額、左縦軸がその時間帯に属する労働者数となっております。そして右縦軸、これは折れ線グラフの労働者の累計を示しております。

では次、1ページ開いて頂いて、24ページ、このグラフも同じく賃金分布図となっておりますが、違うのは、縦軸に労働者の比率をとったものとなっております。

次に、25ページ、これは鉄鋼業の最低賃金額と時間当たりの平均賃金額の推移となっております。

次、27ページをご覧頂けますか。27ページ、これは事業所規模の規模別の未満率となっております。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。規模ごとに時間額995円を下回っている労働者の比率を示しております。

続きまして、次のページ、28ページを開けて頂けますでしょうか。これは最低賃金引上げ試算表となっております。最低賃金を改定した場合、その改定額の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合、つまり影響率、これを1円単位の変化で示した表となっております。例えば、現行の特定最賃995円を1円引き上げたいたしますと、5.4%の影響が出る、つまり下回るということになります。

では次、もう1枚開けて頂いて、29ページ、これは平成16年度からの広島県鉄鋼業最低賃金の引上額と未満率、影響率の一覧表となっております。私からは以上でございます。

#### ○岡田部会長

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から資料についての説明がございましたが、これらにつきまして、何かご質問等がありますでしょうか。

#### ○各側委員

(発言なし)

#### ○岡田部会長

よろしいですか。それではここで他府県の結審状況について、事務局から説明をお願いします。

#### ○石井室長

はい。今皆様のお手元に、令和4年度特定最低賃金の審議・決定状況一覧表をお配りしておりますので、こちらをご覧ください。

まず、他府県の結審状況は、現在のところ5県ということになっております。

北海道 改定前 979 円が 1,000 円、引上額 21 円で全会一致  
青森県 改定前 929 円が 958 円、引上額 29 円で全会一致  
愛知県 改定前 996 円が 1,018 円、引上額 22 円で労働者側反対  
兵庫県 改定前 992 円が 1,024 円、引上額 32 円で全会一致  
島根県 改定前 954 円が 987 円、引上額 33 円で全会一致

で結審しております。以上です。

○岡田部会長

はい。それでは、広島県製鉄業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明を頂きたいと思えます。各側それぞれ意見表明の前に個別に協議する時間が必要でしょうか。労側いかがですか。

○佐崎委員

必要ありません。

○岡田部会長

必要ない、使側はいかがですか。

○長谷川委員

お願いします。

○岡田部会長

それでは、9時25分くらいを目途にお戻り頂ければと思います。事務局、使側委員を別室にご案内ください。

○石井室長

別室にご案内します。

○岡田部会長

はい。それではお戻り頂きましたので、審議を再開いたします。ここで各側からの意見表明をお願いしたいと思いますが、まず労側からお願いします。

○佐崎委員

はい、それでは労側の方から意見表明させて頂きたいと思えます。まず初めに、鉄鋼業の特定最賃の専

門部会が開催できたことに対して、この場をお借りしてお礼を申し上げます。また、審議に当たりましては、労側の方も全会一致というふうなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、労側の方から意見表明をさせて頂きたいと思ひますが、まず最初に、鉄鋼産業、それから自職場の状況を踏まえまして、奥信委員の方から意見を述べさせて頂きたいと思ひます。

## ○奥信委員

JFE スチール福山労働組合の奥信です。よろしくお願ひします。それでは私から鉄鋼産業ということで、少し足下の状況と職場の状況を踏まえて、組合の声を伝えさせて頂ければなと思ひます。

まず、鉄鋼産業を取り巻く環境、これは皆さんご認識のとおりだと思っております。粗鋼生産量の関係については3年連続で1億トンを超えるような状況が続いていますが、生産量という観点については、全体感では持ち直しをしてきているというふうにご認識しておりますし、若干、年度で見れば、上期のところは自動車の関係を含めて部品供給等もありまして、なかなか伸び悩んだところもありますが、下期については持ち直してくるという見通しも出て来ておりますので、そういうことも踏まえながら柔軟な生産が求められている、というふうにご思っております。

我々、JFE スチール西日本製鉄所福山地区という観点でも、概ね昨年同様の生産量を出していくという見通しを立てておりますので、引き続き、職場の中でもその対応に当たってきているという状況にあります。そうした中、今回の特定最賃の関係ですけれども、ポイントとなるのは鉄鋼産業を取り巻く構造的な問題、中国の供給能力の問題だとか、いろんなそういうところは、昨年同様、引き続きあるんだろうと思っておりますし、足下、やはり鉄鋼業ということでみれば、CO2の排出量が多くなるということもありまして、カーボンニュートラルという観点での対応も、会社の中では行われているということです。いろんな重要課題にチャレンジしていく重要な場面・段階にあるというふうにご思っております。

そうした中で、やはり、最終的には、いろんな設備投資やいろんな改善などもやっていくんですが、職場の中でしっかりと人材を確保し続けて、産業の発展を目指していかなければいけないというふうにご思っております。

そのような中、ひとつ、有効求人倍率の関係をみてもですね、やはり全国平均に対して広島県は高いというような状況、これは広島県に限らず、中国5県というようなイメージですけれども、そういう状況にあるということは忘れてはいけないと思っておりますし、あと、福山市の社会問題、転入出という観点でもですね、2018年までは縮小傾向でありましたけれども、19年以降ですね、20代の若手層を中心に、転出が再び拡大しているというような、市としての状態もあるというふうにご思っています。その主な理由としても、就職であったり、転勤というようなこともいわれている。ということで、やはり雇用関係だというふうにわけられていた、ということはありません。

我々JFE スチールもそうですし、グループ関連各社も同じですけれども、やはり自己都合退職等もありまして、人手不足が解消されないという状態は依然として継続しているという状況です。ですので、やは

りあの、限られた人材が、市外、県外に出ていかないように、その魅力を、労働条件としても高めていく、このことが重要だというふうに思っています。

地域別の最低賃金であったり特定最低賃金は、やはり、就職先の地域であったり業種を選定する一つの指標というふうにも考えてございますので、特に、広島県の鉄鋼業の特定最賃については、中国地方の中で、今まで高い状況を維持してきましたけれども、今は山口県と同額という状況になっています。

あとは地域別最低賃金との対比においても、その優位性が徐々に低くなってきている、こういうことに着目していくことが必要です。鉄鋼産業は長期能力蓄積型だということで、入った新人をしっかりと鍛え上げていく、そしてその人材が培った能力を職場で発揮してもらうことで成り立っていますので、やはり最もわかりやすい賃金で、他県、他産業に負けない、魅力あるものにしていきたいと思っております。

経営者の皆様も、いろいろと人員確保等を含めて課題認識は持たれていると思います。我々の産業を発展させるということも含めて、仕事に見合った最低賃金の改定にしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

#### ○岡田部会長

はい。ありがとうございました。あと、佐崎委員、どうぞ。

#### ○佐崎委員

はい。私の方から意見の述べさせて頂きたいと思っております。先程、奥信委員の方から、人材についての観点での意見がありましたので、これに対して、私の方から追加で少し発言させて頂きたいと思っております。

総務省が2021年の住民基本台帳人口移動報告、こちらによりますと、広島県の転出者数が転入者数を上回る、転出超過数、こちらの方が7,159人ということで、47都道府県では最下位という状況になっております。また、2021年の転出超過数は、前年に比べて35.8パーセントということで、大幅に増えている状況となっておりますし、また、この10年でみても、約7.5倍拡大をしているということで、一時的に転出数が減った2020年、こちらを除いては、ほぼ右肩上がりの傾向にあるというところがありますので、この点については、労使の共通の認識、課題ということで受け止めて頂きたいと思っております。

あと、私の方からは、格差改善、こちらの観点で意見をさせて頂きたいと思っておりますけれども、我々の産業別組織、基幹労連については、製鉄業の組合が加盟している組織ということで、組合員、社員の総合的な生活の維持・改善を図ることを目的として、アクティブプランの取組み、いわゆる春闘でありますけれども、こちらの取組みを継続しておりますし、賃金・労働条件の向上を図っております。2020年の取組みも行っておりますので、そちらの結果を踏まえて意見をさせて頂きたいと思っております。

まず、企業内最低賃金ですが、基幹労連の各加盟組合の企業も厳しい環境がある中で引上げに取り組んだ結果、基幹労連全体の単純平均として166,986円、時間当たりにして1,040円となっております。

次に、賃金改善、賃上げの観点でありますけれども、定期昇給を除いたということで、企業規模間の平

均賃上げ率でありますけれども、299人以下の組合の賃上げ率が0.96パーセント、300から999人の組合が0.92パーセント、そして、1,000人以上のところについては0.71パーセントという状況になっております。

次に、その他の所得の面で申しますと、組織化されている労働者については、月例賃金と合わせまして、年間一時金の支給の分もありまして、基幹労連の各加盟組合で取り組んだ結果、約8割の組合が基本賃金の4か月以上を確保しておりまして、平均額で申しますと、年間約1,320,000円となっております。加えて、中小労組を中心に時間外労働割増率についても改善が図られているというところであります。

従いまして、組織化されている労働者につきましては、業種、製品の取り巻く環境の違いによって年間の所得には幅がありますけれども、年間所得の引上げについては、確実に継続されているということで、未組織、それから非正規の労働者との所得格差が広がっているという状況を踏まえれば、格差改善の観点においても、製鉄業の特定最賃の引上げ、ここは必要であると考えております。労側からの意見については以上です。

#### ○岡田部会長

はい、ありがとうございます。それでは次に、使側から意見表明をお願いいたします。

#### ○長谷川委員

はい、それでは私の方から、使側の基本的な考え方について説明させていただきます。まず、前提といたしまして、先ほど事務局からのお話ありがとうございましたけれど、関係労使のイニシアティブの中で全会一致の議決に至るよう努力をするということ、また、全業種とも年内発効を目標に、ということについては、そういった方向で進めていきたいと考えております。

そういった中で、今回の特定最賃を考える上でのベースにつきましては、コロナの状況と資源高、材料高というところが我々としては考えざるを得ない状況かなと思っております。一つの端的な例を申し上げますと、消費者物価指数ですけれども、特に、鉄鋼等製鉄につきましては、電気料金がかかり経営の中で大きな形での影響を及ぼすということはみなさんご存じと思うのですが、7月の消費者物価指数でいうと15.6パーセント、8月は21.5パーセントという形でかなり上がって来ていて、経営自体については、大変大きな形でのリスクとなって来ているという状況を、共通認識として持って頂きたいと思えます。

また、景況感という形で考えると、先ほど、JFEさんは多分昨年度と同様の形でのある程度の生産というところだったんですが、全体でいうと、鉱工業生産指数自体は、県内でいうと、対前年同月比でいうと15.2パーセントという形で、コロナが厳しかった去年よりも、落ちているというような状況があらうと思えます。また、中小企業に特化をしていきますと、中央会さんの資料でも、鉄鋼についての景況感というのは悪いという評価が続いているという状況を共通認識とさせて頂ければと思っております。このような厳しい中で、特に経営体質の脆弱な中小・小規模事業者については、ぎりぎりのところであるという

ことがございます。

当然、人材育成であるとか人材確保、賃金自体もですね、大変重要な要素ではございますけれども、一方で経営自体を存続させていくことについても、やはり考慮していくことも必要だと思っております。また、最低賃金を決める場合は、あくまでも中小・零細企業、小規模事業者に目線を置く必要があるのではないかと思っております。なかなか利益が出にくいといった状況もございます。そういった中では、なかなか厳しい状況だということにつきましては、全体感としてお伝えしていきたいと思っております。私からは以上でございます。

## ○桑田委員

桑田の方からちょっと発言させていただきます。銑鉄鋳物の製作をしているんですが、業界自体では受注も増えて徐々に回復基調にあるということで、我々も喜んではいるんですが、実はこの2年間、コロナ禍もありまして、若干人を減らしているということから、いざ受注量がどんどん増えても納期に間に合わない、正直そんなところがございまして、要は人が足りないという状況が続いておりまして、仕事を取れば取るだけ相手にご迷惑をかけるのではないかとということもあって、いろいろ四苦八苦している状況にございます。

地元広島県の日銀短観で支店長おっしゃっておられましたけれども、DI、景気判断はプラスに転じたということで、特に自動車業界なんかはプラスというふう聞いております。私ども、銑鉄鋳物を作っているんですけれども、その中で半分がメインになっているバスタブ、鋳物のホーロー浴槽を作っているんですけれども、なかなかホテルの新規開業やリフォームが、旅行の制約もあるということで伸びていない。リフォームは先にしようとか新規開業は3年先にしようかということで、なかなか我が社でも受注が取れない状況です。ちなみに今年、広島市中区にオープンした外資系のホテルについてですが、これは宣伝ですけれども、最上階のスイートルーム9室については大和重工のホーロー浴槽を入れて頂きましたが、その下の階については、まだ稼働率がよくみえないということで、単価が安い通常のFRPということで、全室には入れさせて貰えなかったというのが現状でございます。

原材料価格については乱高下がありまして、年初から下がり気味ではあったんですけれども、若干ちょっと上がってきているという状況です。それと先般、9月に日本製鉄さんがトヨタ自動車に納める鋼材価格を2割から3割引き上げということで合意したという新聞発表がありました。日本製鉄さんが上げるといことになると、他の鋼材メーカーさんも多分上げられるんで、我が社としても仕入れの価格が上がるものと心配をしております。

それからもう一つ、経営における懸念材料として、先ほど長谷川委員も述べられましたように、電気料金の引上げがございます。電気料金については、既に昨年度から引上げになっております。先般、東京電力が来期、12パーセントから14パーセントの引上げを発表しました。地元の中国電力についても、大きな赤字を抱えて値上げをせざるを得ないという発表をされています。我々は原材料の鉄を溶かして製品

にするんですが、この溶かすのは、以前はコークスを焚いてやっていたんですが、これではCO2が出たりいろいろな公害になるということで、全部やめて、15年前から全部、電気で鉄を溶かして製品を作るということになっております。大半の電気料金はこの電気炉を動かす使用料です。仮に10パーセント上がると数千万円の電気料金が増えるという状況で、大変苦慮しておるんですが、ただこれは、なかなか企業独自では解決できない。民間の電気事業会社に言えばいいじゃないか、何度も言ってますけれども、こんな電気の量が供給できないということで、言葉は悪いですけども、やむなく中電さんに頼っているという状況が続いております。

そこが上げるということになると、我々ノーとは言えないので、どうしても上げざるを得ないという状況でございます。それならば製品の単価に転嫁すればいいじゃないか、とよく言われるんですけども、なかなかこれはご承知のように、若干は転嫁できたとしても、上がった分をまるまる製品に転嫁できるかという、これはまずできません。いろんな企業もありますし、もっと言えば海外の企業もありますので、なかなか難しいです。コロナ禍も一段落しているようですけども、まだかなり続いておりますし、終息の見込みは立っておりません。それと、原材料価格、電気料金の上昇、それから営業の段階におきまして、現在、対面の営業がなかなかまだ難しい状況が続いているので、リモートでやったりしているんですが、なかなかスムーズな活動ができていないというのが現状でございます。引き続き、厳しい状況が続くのではないかと。そんな中で、今回の賃上げについても慎重に検討させて頂いて、人あつての企業、ただし会社あつての企業なので、この辺りをよく考えて対応させて頂きたいと思っております。よろしくお願いたします。

## ○岡田部会長

はい、ありがとうございました。それでは、労使双方から、現状認識及び特定最賃の改正審議に当たってのご意見が表明されました。各側の意見表明を踏まえて、お互いご質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。労側、いかがですか。

## ○佐崎委員

あの、質問ではないんですけども、先程、使側の方からも電気料金の引上げ、これが各企業の経営へのかなりの大きなインパクトがあるというふうなことを強く発言された中で、今の電力料金の引上げ、ここも労側としては危惧しておりますし、こちらについては労側の方も、エネルギーの安定・安価な供給、ここを目的にいろいろ取組みをしております。

例えば、基幹労連の中でいきますと、省庁要請、今のエネルギーの問題に対する省庁要請などもさせて頂いておりますし、また、他基幹労連は大臣への直接の要請などもやらせて頂いておりますので、この電気料金の引上げの部分については、労側としても問題意識を持ちながら、そういった取組みを進めておりますので、ここはちょっと質問ではないんですが、意見といたしますか、労側としての取組みについ

て、少し発言させて頂きました。

### ○岡田部会長

使側、いかがでしょうか。

### ○長谷川委員

今のエネルギーの問題につきましては、消費者にとっても大きな問題であるし、経営者にとっても問題であるという形で、たぶん様々な支援策が出ているんでしょうけれども、これのなかなか難しいところが、価格転嫁の問題が一番大きいかなと思っておりまして、価格転嫁ができた業界も少しタイムラグがあるので、そのタイムラグ的に少し厳しい。例えば先ほど言われたように、全部がいかないんで、そこはどうしても経営を圧迫している現状というのはあろうかと思います。ですので、エネルギー高ということになると、消費の財布も直撃していることは理解しています。

### ○岡田部会長

他はいかがでしょう。大丈夫ですか。他にないですか。今、労側・使側それぞれから意見表明されましたけれども、まず双方とも、全会一致で行きたい、頑張ろうということと、もう一点は年内発効で行きましょうということと共通認識を持つということ、それから労側の方から意見を頂いたのは、生産量が減少しているけれども持ち直しつつあるということ、それからCO2の問題とか中国での生産状況等についても考えなければいけないけれども、一方で、人材確保ということがやっぱり問題だと。現実問題として、広島県に関していうならば、若年層の流出が起こっており、これは全国でみてもかなり流出の量は大きいという話がありました。その中で人手不足の問題が当然出てくるということですね。更には山口県、それから広島県最低賃金との関係についても見据えていく必要があるのではないか、という話がありました。更に、春闘、基幹労連の賃上げの話ですね、それから、組織化されていない労働者と組織化されている労働者、つまり労働組合がある労働者とそうでない労働者との格差の問題について、これを是正していく方向を辿っていく必要があるという話ですね、というふうに受け止めました。

一方、使側の方からは、現状として、コロナの影響がまだ続いているということ、それからエネルギーの問題、物価の問題ということが現状としてあるということ。中小零細企業に関していうならば、やはりまだコロナ前に戻っていないというふうに認識しているというお話がありました。更に、業界全体としては、受注は増えているように見えるかもしれないけれども、しかし製品では差があるというお話もありました。

しかしながら、労側と意見の共通しているところは、人材不足という点については使側の方も認識しているということですね。ただし、まだこれから鋼材そのものの価格が更に引上げられそうだとということ、更にはエネルギーとか電気、電気料金ですね、その引上げが業界全体に及ぼす影響は、これから測り知れ

ないのではないかとというようなご意見があったものと受け止めました。

それで、更に議論を進めていきたいわけですがけれども、本日の段階で具体的な金額提示は可能でしょうか。労側、いかがでしょうか。

#### ○佐崎委員

はい。専門部会の審議の時間も限られていること、あと、鉄鋼業の専門部会がもう来週の11日火曜日ということで、日にちもないという中で、近隣県の状況も大きく変わらないかなということも踏まえまして、今日、金額の方は提示をさせて頂きたいと思います。

#### ○岡田部会長

はい。わかりました。では、これからの審議は公開することで個人情報の保護に支障を及ぼす虞がある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される虞がある場合又は率直な意見の交換が損なわれる虞がありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき、非公開とさせていただきます。それでは、労側の方から金額提示を頂ければと思います。

— 《以下、非公開》 —